

建築確認申請及び建築許可等に係る手数料一覧表（抜粋）（令和7年4月1日以後の申請に適用）1/2

（令和7年4月1日更新）

手数料は『熊本市収入証紙』をご準備ください。熊本市役所内の会計総室（2階）にて取り扱っております。

建築物の確認申請（計画通知）等に関する手数料（1件につき）				
床面積の合計（申請部分）※1	確認申請	完了検査申請※3	中間検査が必要な場合における※2	
			中間検査申請	完了検査申請※3
30㎡ 以内のもの	¥12,000	¥24,000	¥22,000	¥22,000
30㎡ を超え 100㎡ 以内	¥22,000	¥29,000	¥27,000	¥27,000
100㎡ を超え 200㎡ 以内	¥34,000	¥39,000	¥37,000	¥37,000
200㎡ を超え 500㎡ 以内	¥48,000	¥54,000	¥48,000	¥51,000
500㎡ を超え 1, 000㎡ 以内	¥72,000	¥80,000	¥74,000	¥78,000
1, 000㎡ を超え 2, 000㎡ 以内	¥107,000	¥111,000	¥99,000	¥104,000
2, 000㎡ を超え 10, 000㎡ 以内	¥311,000	¥267,000	¥221,000	¥242,000
10, 000㎡ を超え 50, 000㎡ 以内	¥467,000	¥390,000	¥333,000	¥378,000
50, 000㎡ を超えるもの	¥797,000	¥683,000	¥611,000	¥668,000

- ※1 計画変更、建築物の移転、大規模の修繕・模様替、用途変更、又は既存の建築物に構造耐力規定の遡及適用がある場合の床面積の算定は公益社団法人熊本県建築士会発行の『建築基準法等の運用について（熊本県版）』をご確認願います。
- ※2 中間検査の対象床面積の算定方法は「熊本県建築物中間検査マニュアル」を参照下さい。
- ※3 建築物省エネ法に基づく特定建築行為に該当する場合、下表「建築物エネルギー消費性能基準適合性に関する手数料」内の完了検査申請手数料が別途必要になります。

建築設備及び工作物の確認申請（計画通知）等に関する手数料（1件につき）		
建築設備及び工作物	確認申請	完了検査申請
建築設備を設置する場合（昇降機等）	¥11,000	¥16,000
建築設備の計画の変更をして設置する場合（同上）	¥7,000	－
建築設備を設置する場合（小荷物専用昇降機に限る）	¥6,000	¥10,000
建築設備の計画の変更をして設置する場合（同上）	¥4,000	－
工作物を築造する場合	¥11,000	¥12,000
工作物の計画の変更をして築造する場合	¥6,000	－

許可等の申請手数料（1件につき）		
許可等の種別		手数料
完了検査済証の交付を受ける前における建築物等の仮使用認定申請	法第7条の6 第1項	¥120,000
道の位置の指定、変更または廃止（いわゆる位置指定道路）	法第42条 第1項 第5号	¥50,000
建築物の敷地と道路との関係についての建築認定申請	法第43条 第2項 第1号	¥27,000
建築物の敷地と道路との関係についての建築許可申請	法第43条 第2項 第2号	¥33,000
卸売市場等の建築許可申請	法第51条	¥160,000
仮設建築物の建築許可申請	法第85条 第6項	¥120,000
仮設建築物の建築許可申請	法第85条 第7項	¥160,000
一時的な用途変更の建築許可申請	法第87条の3 第5項	¥120,000
一時的な用途変更の建築許可申請	法第87条の3 第6項	¥160,000

注意

手続きの名称については、それぞれ

- ・確認申請＝計画通知
 - ・完了検査申請＝完了通知
 - ・中間検査申請＝特定工程終了通知
- と読み替えるものとします

本一覧表は、『熊本市都市計画・建築事務に関する手数料条例』に定める手続きの一部を抜粋したものです。詳しくは当該条例を参照ください。

各種証明書の証明手数料（1件につき）	
証明書の種別	手数料
確認申請書受理証明書、確認済証明書、確認申請の必要のない旨の証明書	全て ¥300
建築確認台帳記載事項証明書（指定確認検査機関で確認済証を交付した分の証明）	
検査済証交付済証明書	
完了検査結果報告書記載事項証明書（指定確認検査機関で検査済証を交付した分の証明）	
道路位置指定済証明書、道等の判定調査書記載事項証明書	
建築計画概要書等の写しの交付	

建築確認申請及び建築許可等に係る手数料一覧表(抜粋)(令和7年4月1日以後の申請に適用)2/2

(令和7年4月1日更新)

建築物エネルギー消費性能基準適合性に関する手数料(1件につき)					
床面積の合計※4 (建築物省エネ法に基づく 特定建築行為に該当する部分)			適合性判定申請※5		
			性能基準	性能基準・仕様 基準の併用	性能向上計画認 定通知書が添付 される場合※6
住宅部分	一戸建ての住宅	200㎡未満のもの		¥31,000	¥23,000
		200㎡以上		¥34,000	¥26,000
	共同住宅等	300㎡未満のもの		¥62,000	¥46,000
		300㎡以上 2,000㎡未満		¥103,000	¥77,000
		2,000㎡以上 5,000㎡未満		¥175,000	¥133,000
		5,000㎡以上のもの		¥251,000	¥195,000

※4 申請に係る建築物に住宅部分及び非住宅部分のいずれが含まれる場合は、それぞれの区分に応じた額の合計額となります。

※5 建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る適合性判定申請、又は軽微変更該当証明書交付申請の手数料は、表中の金額の2分の1の額となります。

※6 複数棟認定による他の建築物の適合性判定を申請した場合に限ります。

床面積の合計※4 (建築物省エネ法に基づく 特定建築行為に該当する部分)		適合性判定申請※5		
		モデル建物法	標準入力法等	性能向上計画認 定通知書が添付 される場合※6
非住宅部分	300㎡未満のもの		¥78,000	¥203,000
	300㎡以上 1,000㎡未満		¥99,000	¥255,000
	1,000㎡以上 2,000㎡未満		¥131,000	¥328,000
	2,000㎡以上 5,000㎡未満		¥211,000	¥469,000
	5,000㎡以上 10,000㎡未満		¥275,000	¥577,000
	10,000㎡以上 25,000㎡未満		¥331,000	¥682,000
	25,000㎡以上のもの		¥388,000	¥778,000

建築物エネルギー消費性能基準適合性に関する手数料(1件につき)			
床面積の合計 (建築物省エネ法に基づく 特定建築行為に該当する部分)		完了検査申請	
300㎡	未満のもの	¥9,000	
300㎡	以上 1,000㎡未満	¥11,000	
1,000㎡	以上 2,000㎡未満	¥15,000	
2,000㎡	以上 5,000㎡未満	¥34,000	
5,000㎡	以上 10,000㎡未満	¥45,000	
10,000㎡	以上 25,000㎡未満	¥51,000	
25,000㎡	以上のもの	¥55,000	